

別表（第6条、第16条関係）

図書	明示すべき事項	備考
付近見取図	方位、縮尺、周辺の道路、目標となる地物、隣接地における建築物の位置	縮尺2,500分の1以上とすること。
配置図	方位、縮尺、敷地の境界線、建築物等の位置、土地の高低、敷地に接する道路の位置	縮尺100分の1以上とすること。
建築物等の立面図	縮尺、各部分の色彩、色彩のマンセル表示	(1) 縮尺50分の1以上とすること。 (2) すべての立面を表示した4面以上（市長が認める場合は2面又は3面）を明示すること。
現況写真	敷地及びその周辺の現況	
市長が必要と認める図書		

備考 この表において「マンセル表示」とは、日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。